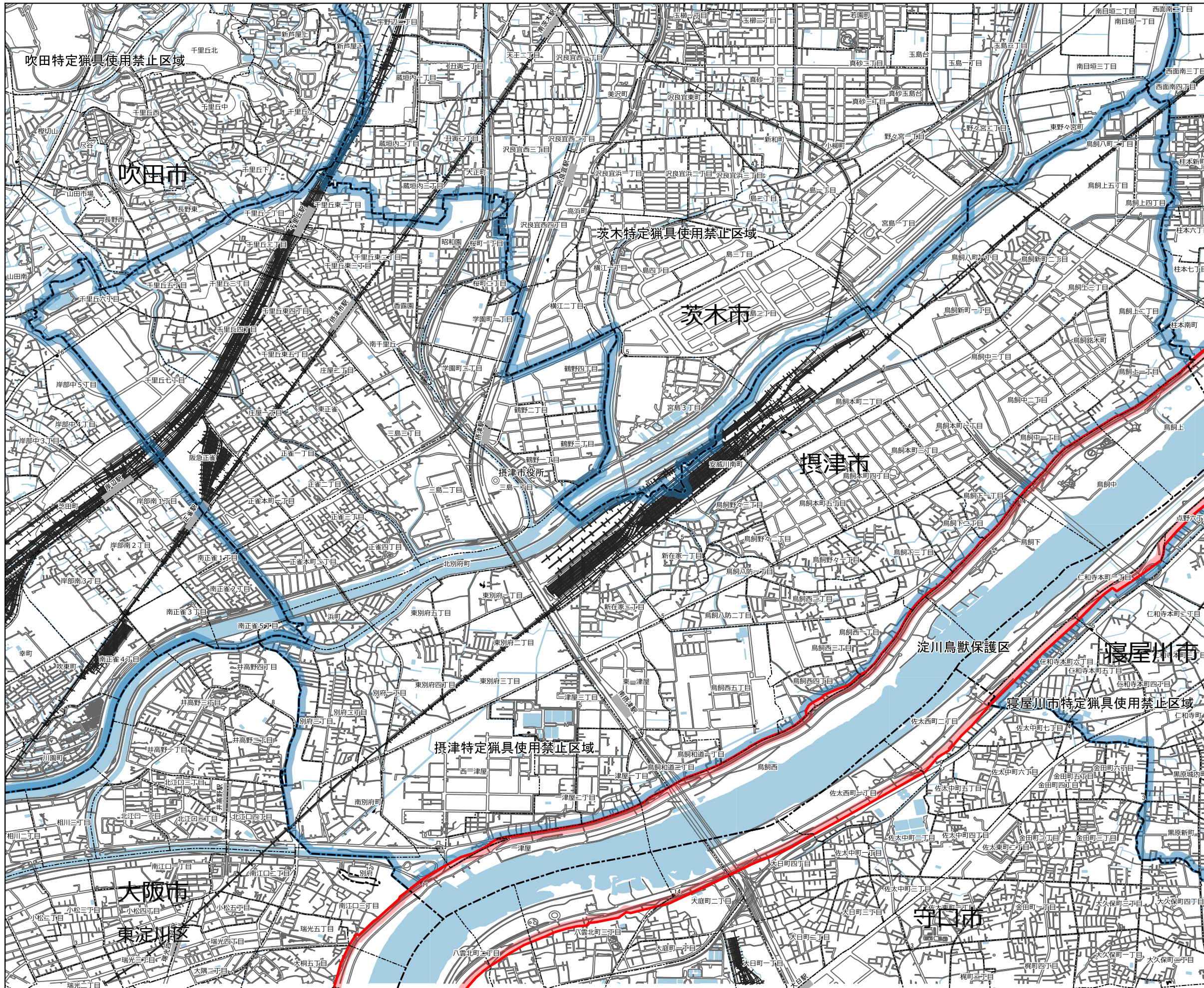


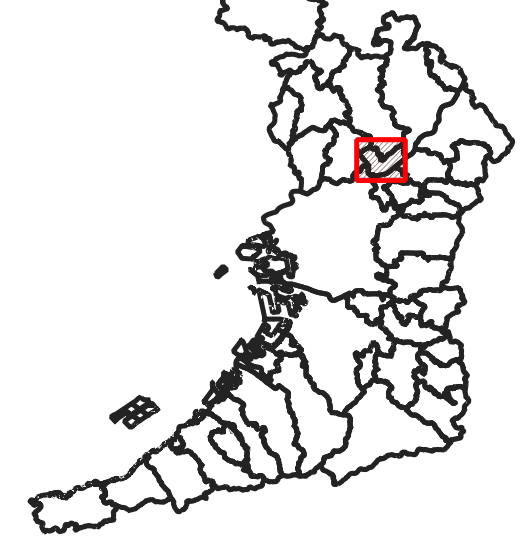
24 摂津特定猟具使用禁止区域

1:14000

0 250 500 750 1000 m



【全体図】



【凡例】

- 鳥獣保護区
- 鳥獣保護区特別保護地区
- 特定猟具使用禁止区域(銃)
- 鳥獣保護区(他府県)

【指定区域】

摂津市と大阪市、吹田市との境界線の接点を起点として、摂津市と吹田市との境界線、摂津市と茨木市との境界線、摂津市と高槻市との境界線を経て淀川の右岸堤防に至り、同所より右岸堤防を南進し、大阪市との境界を経て、摂津市と大阪市との境界線を進み、起点に至る線で囲まれた区域

※この地図は鳥獣保護区等の区域を参考に示したものです。各区域の境界付近での狩猟は控えるようにしてください。
 ※他府県の鳥獣保護区は参考として示しています。詳しくはその府県の地図等で確認してください。